



平成 29 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也  
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部  
問 合 せ 先 I R 室 長 山 内 篤  
電 話 番 号 0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 3 6

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局へ提出いたしました平成 29 年 3 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

当社の連結子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司の売掛金に係る貸倒引当金の算定において、適時に識別した事実を適切に会計処理する運用がされていなかったこと、同じく連結子会社である OKI EUROPE LTD. の与信管理において、社内規程を満たした与信管理体制を継続できていなかったことから、関連する全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用に不備がありました。また、上記の連結子会社における貸倒引当金の計上については、監査法人より指摘を受けて必要な修正を実施しています。

#### 2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記不備の原因の特定及び不備の是正措置の一部に時間を要したため事業年度の末日までには是正措置が完了できませんでした。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、組織体制や関連部門間の連絡体制を見直し、与信管理プロセスについても見直しを行う等、是正措置を実施しました。

本件是正措置につきましては、継続的なモニタリングを行ってまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記不備に起因する必要な修正事項は連結財務諸表に反映しており、当事業年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見です。

以 上